

事務連絡

令和3年3月22日

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局

保育事業部保育第1課

**令和2年度当該補助金の変更交付申請及び実績報告並びに令和3年度
川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金の交付申請について（通知）**

各民間保育所におかれましては、毎年4月1日の保育所等入所児童の定員を超えた受入れに御協力をいただき感謝申し上げます。さて、標記補助金については、令和2年12月14日付2川こ保1第841号「令和3年4月に向けた定員を超えた受入れの促進について（依頼）」により、御案内させていただいているところですが、当該補助金の交付申請について、次のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。

また、令和2年度に当該補助金の交付を受ける（予定の）保育所におかれましては、当該交付額に対する執行額の増減等によって、変更交付申請及び実績報告の各手続きが必要となりますので、併せて、次のとおり行っていただきますようお願いいたします。

1 令和2年度の変更交付申請及び実績報告手続について

(1) 対象となる保育所

令和2年度に当該補助金の交付を受け又は交付を受ける予定の保育所

(2) 申請及び報告書類

申請・報告書類	交付額を執行額が上回り追加交付が必要な場合	交付額と執行額が同額となり実績報告のみ必要な場合	交付額を執行額が下回り交付額の戻入が必要な場合
変更交付申請書	○	×	×
実績報告書	○	○	○
実施報告書	○	○	○
収支決算書	○	○	○
子育て支援員研修等の修了証の写し	○	○	○

※交付額を執行額が上回る場合であっても、既に交付額が補助基準額一杯となっている場合には、追加交付はないため、実績報告のみが必要となります。

(3) 申請及び報告期限

提出日付：令和3年3月31日

提出期限：令和3年4月7日（水）

(4) その他

(2) により、追加交付が必要な場合には、市の変更交付決定後、差額分の請求が必要となり、交付額の戻入が必要な場合には、市の精算戻入及び補助金の額の確定通知後、差額分の戻入が必要となります。

2 令和3年度の交付申請手続きについて

(1) 対象となる保育所

年度初日時点で0歳から2歳までの合計利用児童数が、0歳から2歳までの合計利用定員数に対し、108%以上の受入れとなっている保育所

ただし、条例及び要綱に規定する面積等の基準により、当該割合の受入れが困難な場合には、その面積等の基準の範囲内で可能な限りの受入れによるものとします。

なお、入園辞退等、保育園側が関与しえない事由で年度初日時点において108%に満たない場合には、特例として5月又は6月初日時点での受入れとなっても対象といたします。

(2) 対象となる保育補助者、経費及び補助基準額

別紙「令和3年度定員超過補助者雇上費補助金について」のとおり

(3) 申請書類

ア 補助金交付申請書

イ 実施計画書

ウ 収支予算書

エ 各保育室及び屋外遊戯場の面積が分かる図面の写し

(4) 申請期限

令和3年6月10日（木）まで

(5) その他

本補助金の交付申請により対象とした保育補助者は、給付費等の常勤換算や入所児童処遇特別加算の支給対象外となりますので、別途、請求ソフト上で職員配置数から除外とし、特記事項欄のタブで「定員超過補助者」を選んでください。

(給付・指導担当)

電話 044-200-2662
044-200-3709
044-200-1992

令和3年度定員超過補助者雇上費補助金について

■ 利用申請状況の推移

年月	申請者数(前年比)
H30.4	31,769人(1,879人増)
H31.4	33,471人(1,702人増)
R2.4	34,743人(1,272人増)

■ 来春に向けた新規整備等による受入枠の拡充

施設種別	施設数	定員増数
保育所・認定こども園	36施設	1,540人増
地域型保育事業所	15施設	201人増
合計	51施設	1,741人増

令和3年2月10日時点

引き続き0～2歳児の定員を超えた受入が必要

■ 定員超過補助者雇上費補助金の活用

【内容】 保育士の負担軽減のため、給付上の配置職員以外に保育補助者の雇上費用を支援

- 要件：**(1) 保育士資格を有していない者 (2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者
(3) 4月から0～2歳の定員を超えた受入れの支援に当たる者
(4) 通年で子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない者

※令和3年度から、「週30時間以下の勤務である者」の要件が撤廃されました。

限度額：定員120人以下の施設は1施設当り年額2,333千円、定員121人以上の施設は1施設当り年額4,666千円

【対象】 令和3年4月1日時点で、0～2歳の合計定員を超えて「一定割合」の受入を行う保育所

※1 「一定割合」とは、108%以上とします。

(施設側が関与しえない事由で108%に満たない場合は、5月もしくは6月初日時点での受入れ割合でも可とします)。

※2 面積基準により一定割合の受入が困難な場合は、面積基準内で可能な限りの受入で可とします。

【手続】 通年での概算・精算払とする。

4月1日現在の年齢別定員・実員と各室面積、雇上者の数と雇上費等を記入した「交付申請書」に、業務軽減の内容やその他勤務環境の改善の取組を記入した「実施計画書」、図面の写し、雇用契約書を添付し、提出してください。